

総会

配布：一般

2016年10月19日

第71会期

議事日程議題 127

2016年10月5日に総会により採択された決議

[主要委員会への付託なし (A/71/L.2)]

71/3. 薬剤耐性に関する総会のハイレベル会合の政治宣言

総会は、

その中で総会が、2016年9月21日に薬剤耐性に関するハイレベル会合を開催することを決定した、2015年12月17日の70/183と2016年7月25日の70/297の総会諸決議を想起し、

2016年9月21日の薬剤耐性に関する総会のハイレベル会合により承認された以下の政治宣言を採択する。

薬剤耐性に関する総会のハイレベル会合の政治宣言

その中で総会が、薬剤耐性に関する2016年のハイレベル会合を開催することを決定した、2015年12月17日の総会決議70/183に従って、2016年9月21日にニューヨークの国際連合本部で会合した、我ら、国家や政府の長および国家や政府の代表は、以下のことを行う。

1. 薬剤耐性に取り組むための青写真は、薬剤耐性に関する世界保健機関の世界行動計画¹でありまた国際連合食糧農業機関と国際獣疫事務局と共同した世界保健機関により策定され、そしてその後国

¹ 世界保健機関、文書 WHA68/2015/REC/1、添付文書3.

際連合食糧農業機関と国際獣疫事務局により採択された、五つの全体にかかわる戦略目標であることを再確認する。

2. 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ²は、健康的な生活を確実にする枠組を提案していることをまた再確認し、そして薬剤耐性は、これらおよびその他の疾病並びに保健や開発における発展および 2030 アジェンダの達成に対する公衆衛生の対応の持続可能性と有効性に挑戦していることをくり返し表明すると同時に、特に開発途上国に影響する増大している薬剤耐性と顧みられない病気に対処することによるものを含んで、マラリア、HIV/AIDS、結核、肝炎、エボラ出血熱およびその他の感染性疾患並びに伝染病の発生と闘う公約を想起する。

3. 感染症の治療に以前効果的だった抗菌製剤に対する細菌の、ウィルスの、寄生虫性のそして菌による微生物の耐性は、主に、公衆衛生の、動物の、食糧の、農業のおよび水産養殖の部門における抗菌製剤の不適切な使用、診断法および研究能力に対するものを含む、公衆衛生に対するアクセスの欠如、および土壌、穀物や水における抗菌剤残留、に帰すべきであることを認める。薬剤耐性のより広範な文脈の範囲内で、結核の治療薬を含む、他の製剤とは異なる、抗生物質に対する耐性は、国際的な、国内のそして地域のレベルでの注意と一貫性の増加を必要としている、最大のまた最も緊急の世界規模のリスクである。

4. 薬剤耐性の故に、20 世紀の多くの業績、とりわけ社会および経済開発を通して達成された感染性疾患の病気と感染性疾患からの死を減らすこと、公共医療へのまた質の高い、安全な、効き目のあるそして入手しやすい薬へのアクセス、公衆衛生、安全な水と衛生、予防接種を含む、共同体における疾病予防および保健医療の場、栄養摂取と健康食品、人および動物の医学における改善、そして新しい抗菌製剤およびその他の薬の導入は、深刻に挑戦されていることをまた認める。

5. 上記の業績は、今や、強靱な保健制度の策定およびユニバーサル・ヘルス・カバレッジの目標に向けた進展を含む、薬剤耐性、HIV/AIDS および性感染症、結核とマラリア、並びに共同体や保健医療の場にかかるその他の感染症に対する治療選択、共同体や保健医療の場における感染症予防や管理における発展、食糧の質を維持することを確実にするのに役立つ農業と畜産における進歩および獣医学における感染症疾病の予防と治療選択により、深刻に挑戦されていることを認識する。

² 決議 70/1.

6. 薬剤耐性の故に、重大な致命的な感染症に対して最も脆弱な人々、特に出産時の女性、新生児、特定の長期疾患の患者または化学療法あるいは外科的処置を受けている患者の保護にとってより少ない選択肢となるであろうことをまた認識する。

7. 到達し得る最高水準の身体的および精神的健康の享受に対する権利の実現並びに公共医療へのまた質の高い、安全な、効き目のあるそして入手しやすい抗菌製剤、食糧、きれいな水および健康な環境に対するアクセスは、特に開発途上国において、いまだ遠い目標であることに懸念をもって留意する。

8. 開発途上国における公共医療へのアクセスと抗菌製剤へのアクセスの現在の欠如が、抗菌耐性以上の死の原因であるとは言え、効果的なワン・ヘルス・アプローチやその他の多部門にわたる協力や行動なしに、薬剤耐性は、大規模な社会的、経済的および地球規模の公共医療の影響と共に、世界中の非常に多数の死の原因となることが予想される。

9. 薬剤耐性に取り組むことの鍵は、予防接種、薬剤耐性の監視と監督、衛生、安全できれいな水および健康な環境を含む、人獣感染症の予防と管理、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジを提供する強力な医療制度能力における投資、利用可能な場合、診断試験に基づく新しい質の高い、安全な、効き目のあるそして入手しやすい抗菌製剤、新しい抗菌製剤や代替的な薬品の持続した研究と開発、迅速な診断試験、ワクチンやその他の重要な技術、治療介入や療法、入手しやすくアクセス可能な保健医療の促進、そして特に抗生物質の分野における公衆衛生の成果を採り入れそして改善するための誘因の提供を通じたものを含めて、研究と開発における投資の欠如を解決することであることを認識する。

10. 薬剤耐性に対処するための全体にかかわる原則は、ワン・ヘルス・アプローチの枠組の中での人の健康の促進と保護であることをまた認識し、このことは、人、動物そして環境の健康が、相互に結びついているとして、一貫した、包括的なまた統合された多部門にわたる行動を必要とすることを強調し、そしてこれに関連して、以下のことを行う。

(a) 効果的な抗菌製剤とその慎重な使用が、世界的な公共の利益を示していることと、薬剤耐性に対処するために、効率的且つ強靱な医療制度、並びに、必要とされる場合に、質の高い、安全な、効き目のあるそして入手しやすい抗菌製剤とその他の技術に対する、また健康的な食糧と環境に対するアク

セスを持つことを人々に許すことが不可欠であることを認識する。

(b) 微生物学、疫学、伝統医薬や薬草療法並びに社会科学および行動科学などの分野におけるものを含む、基本的且つ応用された革新的な研究および開発は、適切な場合に、薬剤耐性をより良く理解しそして質の高い、安全な、効き目のあるそして入手しやすい抗菌製剤に関する研究と開発、特に新しい抗生物質や代替的な療法、ワクチン並びに診断法を支援するため、必要であることを強調する。

(c) 全ての研究と開発努力は、必要性主導型で、具体的証拠に基づきそして入手可能性、有効性および効率性並びに平等の原則に基づくべきであり、また共同責任として考慮されるべきことをまた強調する。これに関連して、私たちは、新しい薬剤、診断手段、ワクチンそして研究と開発を通して得られることになるその他の結果に対する平等で入手可能なアクセスを促進するため、薬剤耐性に関する研究と開発における投資の経費を、価格と販売量から切り離すことの重要性を認め、そして研究と開発における投資を促進するものを含めて、薬剤耐性により示される課題に対する効果的な解決を提供するイノベーションおよび研究と開発のモデルを歓迎する。政府、産業界、非政府組織および学界を含む、全ての利害関係者は、手頃な薬剤に対するアクセスを促進すると同時に、薬剤耐性の適切且つ理にかなった使用の重要性を含む、薬剤耐性により示される独特な一連の課題に対処するイノベーション・モデルを支援する方法を探究し続けるべきである。

(d) 既存のまた新しい抗菌製剤、ワクチンおよび診断法に対する入手可能性とアクセスは、世界的に優先することとなるべきでありまた世界保健機関の世界戦略と公衆衛生、イノベーションおよび知的財産に関する行動計画³に沿ってまたその国際的に合意されたフォローアップ過程を考慮しつつ、全ての諸国の必要性を考慮すべきであることを更に強調する。

(e) 政策を知らせそして土壌、穀物および水における抗菌剤残留を減らすため、産業界、農業および水産養殖、地方当局および病院からの利害関係者と協働するため、薬剤耐性の監督と監視および抗菌剤の使用を改善する。

(f) 薬剤耐性の管理と予防のため能力構築、相互に合意された条件での技術移転と技術援助と技術協力、並びに監督と監視を含む、国の行動計画の策定と実施、とりわけ低所得国および中所得国の事例

³ 世界保健機関、文書 WHA62/2009/REC/1、決議 62.16 を参照。

において、健康を危うくすることなくまた治療へのアクセスに障害を与えることなしに、医療制度および研究並びに規制能力の強化を支援するための国際協力と資金調達を強化する。

(g) 薬剤耐性に関する認識と知識の増加とその潜在的重要性の全ては、良い実践の共有と資金調達、メディアと国内および多部門の関係者との共同作業並びに部門中のこれらの活動のための十分な資金の提供を必要することを認める。

11. 国の条件と優先事項は、国の状況、国内法令および管轄権責任を考慮しつつ、全てのレベルで考慮されるべきこと、そして政府の関連する部門は、多部門の国の行動計画、政策、規則および地域的な活動に関与すべきであることを更に認識する。

12. それ故、以下のことを、国の、地域のそして世界的なレベルで活動することを約束する。

(a) 2015年5月26日の世界保健機関決議68.7⁴に沿って、多部門の国の行動計画、計画および政策イニシアティブを、人獣における適切な抗生物質の使用を強化するための国内措置を実施する目的で、ワン・ヘルス・アプローチとその五つの全体にかかわる戦略目標を含む、薬剤耐性に関する世界行動計画に沿って、策定すること。人の健康、動物の健康および福祉並びに環境を保護する目的で、そのような計画、国内のまた国際的な共同作業の実施を支援することは、資源の必要性を評価することと共有した研究、実験室および規制能力における持続的な技術的や財政的な投資、並びに専門教育と訓練を提供することを必要としている。

(b) 適切な、予測可能なそして持続的な資金調達と人的および財政的資源並びに既存のまた新しい抗菌製剤、診断法およびワクチン、並びにその他の技術に関する国の行動計画、研究と開発の策定と実施を支援する国内の、二国間のそして多国間の経路を通じた投資を動員すること、また政府により設定された優先事項と地方の必要性並びに投資に関する公的収益を確実にすることに基づく、多数国間開発銀行と伝統的なまた自発的な革新的資金調達と投資メカニズムを通じたものを含む、関連する社会資本を強化すること。

(c) 国の行動計画が、効果的な監督、監視および国の状況に従ってまた国際的な公約に適合して実

⁴ 世界保健機関、文書 WHA68/2015/REC1 を参照。

施された人と動物のための抗菌剤の保存、使用および販売に関する規制的枠組の策定および、適切な場合には、強化を含めることを確実にするための措置を講じること。

(d) さまざまな対象者における行動の変化に関与し奨励しそして具体的証拠に基づいた予防、感染症管理並びに衛生計画を促進するため、薬剤耐性に関する認識と知識の向上活動、人と動物および保健の専門家による適切な対処法における抗菌剤の最適の使用、人と動物の健康における患者、消費者および一般社会、並びに専門家の積極的関与、そして専門的な教育、訓練、保健、獣医学と農学上の診療の中の認可、を始め、増やしそして維持することまた、適切な場合には、地方の条件と必要性に注意を払いつつ、消費者の意識を増すための革新的な対処法を考慮すること。

(e) 質の高い、安全な、効き目のあるそして入手しやすい新しい薬とワクチン、特に抗生物質、並びに抗菌剤で治療するための代替的な療法と薬、およびその他の組み合わせられた療法、ワクチンや診断試験に対するアクセスを促進するため、市民社会、産業界、小規模と中規模の企業、研究機関と学界における関連する利害関係者と協働して、公衆衛生主導の能力構築活動と革新的な官民連携および誘因と資金調達イニシアティブを通したものを含めて、薬剤耐性に対処する多部門にわたるワン・ヘルス・アプローチを支援すること。

13. 世界保健機関に対し、国際連合食糧農業機関および国際獣疫事務局と協働して、全ての諸国の必要性を考慮しつつまた薬物耐性に関する世界行動計画に沿って、その決議 68.7 において世界保健総会により要請された、世界的な開発と管理の枠組を完了させること、既存の抗菌剤を保存すると同時に、新しい抗菌剤、診断手段、ワクチンおよびその他の治療介入の開発、管理、分配および適切な使用を支援すること、そして既存のまた新しい抗菌剤と診断手段に対する入手しやすいアクセスを促進することを求める。

14. 世界保健機関に対し、国際連合食糧農業機関および国際獣疫事務局、世界銀行を含む、地域的なまた多数国間の開発銀行、関連する国際連合機関およびその他の政府間機構、並びに市民社会と、適切な場合には、関連する多部門の利害関係者との共同作業において、国の行動計画の策定と実施並びに国の、地域のそして世界的なレベルでの薬物耐性活動を支援することを求める。

15. 事務総長に対し、世界保健機関、国際連合食糧農業機関および国際獣疫事務局、事務総長室と

世界保健機関が共同で議長を務めたアド・ホックな機関間調整グループと協議して、必要な場合には、関連する利害関係者からの専門知識を利用しつつ、薬剤耐性に対処する維持された効果的な地球規模の行動を確実にするために必要な対処方法のための実用的な指針を提供することを要請し、そしてまた事務総長に対し、薬剤耐性に関する世界的な行動計画を考慮しつつ、加盟国による審議のために総会の第73会期までにこの宣言の実施についてのまた調整を改善する選択肢に関するものを含めて、アドホックな機関間調整グループから出てくる更なる発展と勧告についての、報告を提出することを要請する。

第24回本会議

2016年10月5日